## ♥ 厚生労働省 山梨労働局

山 梨 労 働 局 発 表 令和5年8月7日(月)

報道関係者 各位

## 山梨県最低賃金は40円の引上げ~山梨地方最低賃金審議会が答申~

- 1 山梨地方最低賃金審議会(会長 反田 一富:弁護士)は、令和5年8月7日、山梨労働局 長(局長 髙西 盛登)に対して、「山梨県最低賃金」を次のように改正決定することが適 当であるとの答申を行いました(別添1参照)。
  - ・ 1 時 間 938円 (現行 898円)
  - ・ 効力発生日 法定どおり(令和5年10月1日予定)
- 2 この「40円」の引上げ額(引上率4.45%)は、中央最低賃金審議会の「令和5年度 地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」において示された引上げ額の目安額「40 円」(Bランク)と同額です。(別添2参照)
- 3 また、本日、山梨労働局長は最低賃金法第11条(最低賃金審議会の意見に関する異議の 申出)により答申内容の要旨を公示しました(別添3参照)。
  - 【 異議申出等締切日 令和5年8月22日(火)】
- 4 異議の申出がない場合、又は異議の申出があり、本審議会において改めて審議を行い、答申どおり決定することが適当との結論に至った場合には、山梨労働局長が答申どおりの決定を行い、早ければ令和5年10月1日から適用されることになります。

なお、答申どおりの決定となると、引上額、引上率ともに最低賃金が時間額単独になった 平成14年度以降、最大となります。(別添4参照)

## 【参考】

1 山梨労働局では、毎年、山梨県最低賃金の見直しのため、同審議会に対して調査審議を求め、その意見(答申)を尊重して最低賃金の改定を行っています。

本年は7月5日に山梨労働局長から同審議会に対し、「山梨県最低賃金の改正決定」について諮問を行ったところ、同審議会では専門部会を設置し、7月21日以降、4回にわたって、

(1)山梨県における

賃金の実態調査結果

経済・労働市場等の動向

最低賃金と生活保護に係る施策との整合性

(2)本年7月28日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に答申された「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」

等を参考として、調査審議を重ねてきた結果、「1時間当たり40円の引上げを行う」との結論に達したものとなっています。

- 2 最低賃金と生活保護に係る施策の整合性について、令和3年10月1日発効の山梨県最低 賃金(1時間866円)の1か月換算額と令和3年度の山梨県の生活保護費を比較したとこ ろ、山梨県最低賃金が下回っているとは認められませんでした。
- 3 山梨労働局では、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」 の引上げを図る中小企業・小規模事業者(注)への支援を実施しています。

【業務改善助成金(通常コース)】(別添リーフレット参照)

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)などを行った場合に、引上げ額及び引き上げる労働者数に応じて、その費用の一部を助成します。(最大600万円)

(注)中小企業・小規模事業者で、事業場内最低賃金と山梨県最低賃金の差額が30円以内の事業場が対象となります。

詳しくは厚生労働省ホームページをご確認いただくか、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。(電話番号:0120-366-440)(受付時間 平日 8:30~17:15)

## 【添付資料】

- 別添1 山梨県最低賃金の改正決定について(答申)
- 別添2 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)
- 別添3 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する公示(異議申出の公示)
- 別添4 山梨県最低賃金の推移
- 別添リーフレット 令和5年度業務改善助成金のご案内